

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第21号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(物品出納員の設置及び任命)			(物品出納員の設置及び任命)		
第8条 (略)			第8条 (略)		
2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。			2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 事務所物品出納員 会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員			(2) 事務所物品出納員 会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事又は地域振興専門員）の職にある者又は会計管理者が指定する職員		
3～6 (略)			3～6 (略)		
(物品取扱員の設置及び任命)			(物品取扱員の設置及び任命)		
第15条の2 (略)			第15条の2 (略)		
2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。			2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 事務所 物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は物品管理職員が指定する者			(2) 事務所 物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事又は地域振興専門員）の職にある者又は物品管理職員が指定する者		
3 (略)			3 (略)		
別表 （第3条関係）			別表 （第3条関係）		
事務所	専決させる物品	専決させる者	事務所	専決させる物品	専決させる者
(略)			(略)		
佐渡地	(略)		佐渡地	(略)	

域振興 局	地域整備部総務課、業務課、 <u>用地</u> ・ <u>行政課</u> 、維持管理課、道路課、治水課、砂防課、建築課及び県民サービスセンターに係るもの	(略)	域振興 局	地域整備部総務課、業務課、 <u>用地</u> 課、維持管理課、道路課、治水課、砂防課、建築課及び県民サービスセンターに係るもの	(略)
	(略)			(略)	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。